

第101回 鳥取市都市計画審議会 議事録

1 日 時：平成26年2月13日（木）10：00～11：00

2 場 所：鳥取市役所 本庁舎6階 全員協議会室

3 出席者：福山敬委員（会長）、石川真澄委員、安田晴雄委員、岡野頼雄委員、池上博行委員、赤山渉委員、山口朝子委員、沖時枝委員、藤田和代委員、松本弥生委員、上田孝春委員、平野真理子委員、井上和久氏（望月拓郎委員代理）、長本敏澄委員、中村均委員
欠席者：竹森貞美委員、寺坂寛夫委員、吉田博幸委員、野澤豊委員

4 議題

議案第1号 鳥取都市計画公園の変更について

（江津1号公園・江津2号公園の追加、美保公園の変更）

報告事項 可燃物処理施設（ごみ焼却場）の都市計画手続きについて

5 議事

事務局

それでは、定刻となりましたので、ただ今から第101回鳥取市都市計画審議会を開催させていただきます。

本日はお忙しいところ、本審議会にご出席いただきましてありがとうございます。私、本審議会の事務局を担当しております、都市企画課課長の国森でございます。本日の進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

最初に、お手元に配布しています資料、あらかじめ郵送しています資料を確認させていただきます。第101回鳥取市都市計画審議会の会議次第、議案書、報告資料、報告事項の追加資料、鳥取市都市計画審議会条例及び運営規則の5つの資料となります。ございますか、もし無いようでしたらお声をおかけください。

それでは、本日の審議会でございますが、お手元の次第に従いまして進めさせていただきますと思います。

まず、今回委員には、新たにお問い合わせの皆様、継続でお願いした皆様がいらっしゃいますので、初めに、委員名簿に従いまして、私から委員の皆様をご紹介させていただきますと思います。

次第1ページの鳥取市都市計画審議会委員名簿をご覧ください。まず、1号委員学識経験者の皆様でございます。

まず、鳥取大学大学院工学研究科教授の福山様でございます。

福山委員

鳥取大学工学研究科の福山と申します。よろしくお願い致します。

事務局

次に、鳥取環境大学経営学部経営学科准教授の石川様でございます。

石川委員

石川と申します。よろしくお願い致します。

事務局

次に、鳥取商工会議所副会頭の安田様でございます。

安田委員

初めて出席させていただきます。安田と申します。よろしく致します。

事務局

次に、鳥取市農業委員会会長職務代理の岡野様でございます。

岡野委員

岡野と申します。よろしくお願い致します。

事務局

次に、公益社団法人 鳥取県宅地建物取引業協会 副会長の池上様でございます。

池上委員

鳥取県宅地建物取引業協会の池上でございます。昨年から引き続きとなります、よろしくお願い致します。

事務局

次に、社団法人 鳥取県建築士会 理事の赤山様でございます。

赤山委員

赤山でございます。私も昨年から引き続きとなります、よろしくお願い致します。

事務局

次に、鳥取市自治連合会 監事の竹森様は、本日欠席でございます。続きまして、社団法人 地域サポートネットワークとっとり 代表理事の山口様でございます。

山口委員

山口でございます。よろしくお願い致します。

事務局

次に、国府地域審議会委員の沖様でございます。

沖委員

沖でございます。どうぞよろしくお願い致します。

事務局

次に、河原地域審議会委員の藤田様でございます。

藤田委員

藤田でございます。どうぞよろしくお願い致します。

事務局

次に、きらり浜村まちづくり協議会副会長の松本様でございます。

松本委員

松本でございます。どうぞよろしくお願い致します。

事務局

松本様につきましては、新規で委員をお願いしております。

次に、2号委員市議会の議員の皆様でございます。

最初に、上田議員でございます。

上田委員

今回、初めて参加させていただきます。上田でございます。よろしくお願い致します。

事務局

次に、平野議員でございます。

平野委員

平野でございます。初めて参加させていただきました、よろしくお願い致します。

事務局

寺坂議員、吉田議員は、本日欠席でございます。

次に、3号委員関係行政機関の職員の皆様をご紹介します。まずは、国土交通省 中国地方整備局 鳥取河川国道事務所長の望月様の代理で、副所長の井上様にご出席でございます。

井上氏（望月拓郎委員代理）

副所長の井上と申します。よろしくお願い致します。

事務局

次に、鳥取県鳥取県土整備局長の長本様でございます。

長本委員

長本でございます。よろしくお願い致します。

事務局

次に、鳥取県東部農林事務所長の中村様でございます。

中村委員

中村でございます。どうぞよろしくお願い致します。

事務局

鳥取警察署長の野澤様は、本日欠席でございます。

以上、委員のご紹介させていただきました。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、全委員19名のうち、15名の委員の皆様にご出席を頂いております。したがって、本都市計画審議会条例に規定されました2分の1以上の委員の皆様にご出席しておりますので、本審議会が成立することを報告いたします。

続きまして、本審議会の会長の選出、会長職務代理の指名に入ります。会長は、本審議会条例第6条第1項により、1号委員の皆様の中から、委員の選挙によって定めるとしております。この度は、1号委員の皆様が改選がありましたので、現在会長が決まっておりません。皆様のほうで立候補、推薦があればお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

池上委員

前会長の鳥取大学の福山先生に、引き続き会長をお願いしてはどうでしょうか。

事務局

拍手にて同意をいただきましたので、福山委員に会長をお願いしたいと思います。よろし

くお願いします。それでは、会長席へお進みください。

会長の選出が終わりましたので、福山会長からご挨拶いただきたいと思います。よろしくお願いします。

福山会長

福山でございます。ご指名いただきまして、引き続き会長の重責を担当させていただきま
す。皆様のご協力無くして、円滑に進めることはできませんので、よろしくお願い致します。

事務局

次に、会長職務代理の指名に入ります。本審議会条例第6条第3項によって、会長職務代
理は、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理するとございますので、福山会長
から指名をお願いします。

福山会長

条例の定めによりまして私から指名させていただきます。鳥取商工会議所副会頭の安田委
員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

事務局

安田委員よろしくお願いします。

それでは、これから先の議事進行は、会長が議長となり進めていただきたいと思いま
す。福山会長よろしくお願いします。

福山会長

まず、議事録の署名委員について、本審議会運営規則第10条第2項の規定で、『議事録
には、会長及び会長が指名する2名の委員が署名する』とありますので、指名させていた
だきます。この度は、沖委員と平野委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

なお、議事録は、発言内容と名前を記載し、市のホームページに掲載することにしており
ます。

本日は、新任の委員の方もおられますので、議事の前に、都市計画審議会の役割等につ
いて、事務局より簡単に説明をお願いしたいと思います。

事務局

鳥取市都市計画審議会は、都市計画法第77条の2に基づき設置される法定の機関で、本
市では鳥取市都市計画審議会条例により設置しております。

都市計画は、都市の将来の姿を決定するものであり、住民の生活に大きな影響を及ぼしま
す。このため、都市計画を定めるときは、行政機関だけで判断するのではなく、本日出席さ
れている、学識経験者、議会の議員、関係する行政機関の職員の皆様から構成される審議会
の調査審議を経て決定することとなっています。審議会は、市長の諮問に応じて都市計画に
関する事項の調査審議することや、都市計画に関する事項については国や県といった関係行
政機関に建議することができます。委員は、本審議会条例に基づき、19人以内で構成され
ています。なお、市政において重要な役割を果たしている本審議会の会議については、その
運営の透明性を確保するため、原則公開としております。今後皆様には、こういった役割を
担っていただくこととなりますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

福山会長

有難うございました。本日は、都市計画市議会の条例等も配布していただいておりますので、またご覧ください。

それでは、議事に入ります。議案書2ページの報告第1号、会議幹事・参与員の報告を事務局よりお願いします。

事務局

報告第1号をさせていただきます。議案書の2～3ページになります。本日の審議会には、鳥取市都市計画審議会条例 第8条の規定により、3ページの幹事・参与員が出席しております。

幹事のうち、総務部長の羽場幹事、企画推進部長の武田幹事につきましては、所用により欠席でございます。

また、農林水産部長の山根幹事の代理として農村整備課の浅尾課長、環境下水道部長の藤井幹事の代理として環境下水道部の澤田次長がご出席でございます。経済観光部長の大田幹事、福祉保健部長の坂本幹事、都市整備部長の大島幹事が出席しております。

以上でございます。

福山会長

それでは、議案第1号の鳥取都市計画公園の変更について、事務局より説明をお願いします。

事務局

都市企画課の河田と申します。よろしく申し上げます。議案第1号について説明させていただきます。議案書の5ページをご覧ください。議案第1号、鳥取都市計画公園の変更について、都市計画法第21条第2項において準用する、同法第19条第1項の規定により諮問します。

この度の鳥取都市計画公園の変更については、公園を新規に追加するものと、既に都市計画決定された公園を変更するものがございます。

まず、公園を新規に追加するものですが、6ページをご覧ください。今回、鳥取都市計画公園に2・2・115号江津1号公園、並びに2・2・116号江津2号公園を追加するものでございます。

公園の位置ですが、7ページの総括図をご覧ください。国道9号の北側、江津地内になります。拡大図の黒の斜線が入った区域で、平成17年度から鳥取市施行の土地区画整理事業が実施されており、この事業によって整備された箇所に、江津1号公園と江津2号公園という都市公園を追加するものでございます。

8ページに詳細な計画図を付けておりますのでご覧下さい。北側に江津の既存集落、西側に千代川、東側に県道鳥取砂丘線、南側に県立中央病院が隣接する位置となっています。

6ページにお戻りください。江津1号公園は面積約0.16ha、江津2号公園は面積約0.21haで、施設は、両公園とも遊技施設・休養施設・便益施設・修景施設等の設置を予定しています。公園の種別は街区公園とし、街区内に居住する住民、つまり公園付近にお住まいの方々が利用することを目的として設置することとしております。

公園の種別につきましては、9ページに示しております。街区公園の他に、近隣公園、地区公園等ございますが、都市計画法施行規則によって、江津1号公園・江津2号公園は、街区公園として設置するものでございます。

次に10ページですが、鳥取都市計画区域の公園の決定状況を載せています。円は、各公園が対象とする範囲を示しており、紫色の円が街区公園で半径250m範囲、黄色の円が近隣公園で500m範囲、肌色の円が地区公園で1km範囲となっております。江津1号公園・江津2号公園の部分には、街区公園、近隣公園、地区公園がなく、いわゆる空白地となっている状況でございます。

再度、6ページにお戻りください。公園の名称の前に番号が付いていますが、初めの2は公園の種別を示しており、街区公園は2となります。次の2は規模を示しており、面積が1ha未満は2となります。次の115、116は、鳥取都市計画公園における街区公園の一連番号を示しており、115、116番目の街区公園となります。

都市計画を変更する理由としましては、江津1号公園・江津2号公園を都市計画公園として追加することにより、地域住民の憩いの場の創出であるとか、児童の健全な育成、また災害発生時の一時避難場所として利用することで、地域の住環境の向上を図るものでございます。

整備予定地の現況写真を11ページに付けております。次に12、13ページの平面図は、この公園に設置を予定している施設を示しています。遊技施設として、滑り台・スイング遊具など、休養施設として東屋・ベンチ、便益施設として水飲み場、修景施設として中木の植栽を予定しています。

次に14ページをご覧ください。審議会に先立ちまして、都市計画法第16条に基づく地元協議を行っており、また、同法19条に基づく鳥取県との協議においては、異存なしとの回答をいただいています。同法第17条に基づく2週間の縦覧を行っておりますが、縦覧者及び意見書の提出はありませんでした。

続きまして、既に都市計画決定された公園を変更するものですが、15ページをご覧ください。今回、変更する美保公園は、都市環境の改善、市民の憩いの場を目的として、昭和50年2月に都市計画決定し、その後、野球場・多目的広場などの整備を行い、昭和61年3月に供用開始している公園でございます。この度、隣接する大路川の河川堤防改修整備に伴って、公園区域の縮小変更を行い、あわせて、既決定の公園区域と実際に供用している公園区域の整合を行うものでございます。

公園の位置ですが、16ページの総括図をご覧ください。国道53号の東側、吉成2丁目・3丁目地内になります。

17ページに詳細な計画図を付けております。今回、黄色の区域、面積約0.2haを現在の区域から削除しようとするものでございます。

今回の都市計画の変更を、18ページに変更前後対照表としてまとめています。区域・面積以外の変更部分ですが、昭和50年2月の都市計画決定以降に、都市計画法・都市計画法施行規則が改正されており、公園の種別に一般公園という分類がなくなったことから、種別を一般公園から地区公園に変更します。名称の初めの番号が種別を示しており、5から4に変更となります。また、位置については、町丁名の変更により、吉成2丁目・吉成3丁目に

変更するものでございます。

今回の変更の原因となります大路川広域河川改修事業について、19ページに事業概要を載せております。現在、大路川流域では鳥取県により河川改修整備が進められており、当該公園に隣接する堤防形状については幅、高さが不足していることから、土堤構造により堤防の拡幅、嵩上げが計画されています。下側の図が美保球場の辺りの断面図ですが、この図中の赤色の形状へ整備を行う予定となっています。

この計画により、美保球場の周回道路などが支障となるため、堤防整備に併せて付け替えが必要になるなど、当公園の一部に影響を与えるものの、公園の利用形態に変化が無いことに加え、防災拠点としての公園機能の向上に寄与するものであるため、公益上やむを得ないと判断し、公園区域の縮小変更を行うものでございます。

20ページに現況写真を付けております。河川改修の堤防整備に係る部分は、美保球場南側の主に樹木のある部分でございます。

次に21ページをご覧ください。審議会に先立ちまして、都市計画法第16条に基づく地元協議を行っており、また、同法19条に基づく鳥取県との協議においては、異存なしとの回答をいただいております。同法第17条に基づく2週間の縦覧を行いました。縦覧者及び意見書の提出はございませんでした。

以上、簡単ではありますが説明を終わらせて頂きます。

福山会長

有難うございました。鳥取都市計画公園の変更ということで、一つは江津土地区画整理事業に関連する街区公園2箇所の設置、もう一つは大路川の改修に伴う堤防機能の補強のために公園区域を変更するものがあります。この2つについて、ご質問等がございましたらお願いいたします。

安田委員

大路川の広域河川改修事業では、計画堤防高はG Lから何mですか。

事務局

現在の堤防高よりも約1.5m高くなる計画となっています。

安田委員

河面からは何mになりますか。

事務局

計画洪水位からは約1.5m高くなりますが、河面からの高さは手持ち資料では確認できません。

安田委員

なぜこのようなことをお聞きするのかと言いますと、昨年宮城に行きまして、東日本大震災によって仙台市の河川は約4.4mの津波があったため、高さ8mの堤防整備が進行中でした。大路川でも堤防高を高くすることで、そういう万が一の時の対応が出来るのかお聞きしたい。

長本委員

この大路川の河川改修事業は、県の事業となります。先ほど来からあります堤防の高さですが、美保球場の辺りはこの河川の流量ではなく、千代川と合流しているので、千代川のバ

ックがかかってきます。そのため千代川の高さから追い出してきた、それに流量などを加え算出している。流量も多くなるため、堤防幅も6m必要としています。これは、災害等について十分検討したうえでの計画となっています。

上田委員

江津に2箇所公園が追加になっているが、これまでは公園は無かったのか。

事務局

現状は都市公園が無く、空白地となっています。今回、新規で位置付けることにより適正な公園配置となります。

福山会長

確かに、国道9号線より南側に秋里タウン公園がありますが、江津周辺は空白地となっています。

上田委員

この辺りには、かなり多くの居住者がいるが、この2箇所で必要な公園として満足するのか。

事務局

街区公園は、概ね半径250m区域の居住者を対象としているため、この2箇所で十分集落をカバーしていると考えています。

福山会長

上田委員が言われるとおり機能が十分果たされるかは重要で、街区公園の面積は0.25haが標準となっていて、江津1号公園が若干小さいですが、必要な機能は果たせるのではないかと思います。

岡野委員

震災時などの避難場所になると思いますが、江津は日本海に近いので津波についても想定されているのでしょうか。または、他の場所を避難場所として計画されているのでしょうか。

事務局

一般的に街区公園は、一時避難所として利用されます。避難場所としては、小学校などの公共施設に移動してもらうことになります。

岡野委員

津波等にも対応できるように、十分取り組みを進めるようお願いします。

赤山委員

美保公園の削除区域に樹木があると思いますが、その樹木については伐採処分されるのか、または公園内の別の場所に移植されるのか。

事務局

樹木については、サザンカ等の生垣が土堤下であり、またヒノキ等の高木が点在しています。生垣については、新しい堤防の際に植えますが、高木についてはかなり大きく移設が困難で、公園内の別の場所も余裕がないため伐採することにしております。

福山会長

堤防部分には植栽等を検討されていますか。

長本委員

河川堤防の場合は、植栽は地中に根がはり堤防機能を弱めることになるので行いません。ただ、堤防を守るために芝を植えることはあります。

藤田委員

都市公園は、どこが管理することになりますか。

事務局

現在都市公園は、指定管理者制度に基づきまして、指定管理者が管理しております。市内の都市公園の9割近くは、財団法人鳥取市公園スポーツ施設協会が管理しております。その他、大きなところで、湖山池公園は株式会社鳥取グリーンが管理をしております。

藤田委員

地元が管理する場合もありますか。

事務局

指定管理者の業務の中に、公園愛護会業務というものがございます。これは地元の皆様に公園愛護会を設置していただき、除草・清掃などの活動をしていただき、それに対して幾分か助成をさせていただいております。

沖委員

指定管理者として指定された業者は、何年間業務をされますか。

事務局

都市公園の指定管理については、5年間となっております。現在の指定管理者は、平成26年からの5年間となっております。都市公園については引き続き財団法人鳥取市公園スポーツ施設協会が管理することになっています。

山口委員

江津の街区公園ですが、遊具などの公園施設は、地域住民の年齢層や公園の使い方を把握して決定されるのでしょうか。年齢層が高い場合、遊具を設置するよりもベンチの設置を増やすというようなことも検討する必要があります。この辺りのことを教えてください。

事務局

街区公園の遊具や樹木などの配置については、一般的に市がある程度かたちを作って地元の方に示しまして、町内会から意見をいただいたり、説明会・意見交換会などを行って配置を決定します。今回の江津1号、江津2号公園についても、今申し上げました手順を踏まえまして、このような施設配置としています。

福山会長

議案第1号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。異議がございませんので、議案第1号の鳥取都市計画公園の変更は、原案のとおり承認といたします。

次に、報告事項に移らせていただきます。「可燃物処理施設（ごみ焼却場）の都市計画手続きについて」、事務局より報告をお願いします。

事務局

事前に送付しております資料、都市計画とごみ焼却場の関係として建築基準法や都市計画法を記載しているものになりますが、まずこの資料の説明させていただきます。現在、鳥取県東部広域行政管理組合が、河原町地内でごみ焼却場の建設を進めているものでございます。

資料の2枚目、タイトルが鳥取市都市企画課からのお知らせくごみ焼却場の都市計画（案）について>というチラシをご覧いただきたいと思います。このチラシにつきましては、ごみ焼却場の建設にあたって都市計画手続きを進めるということで、河原町地内の全戸にお配りさせていただくとともに、関係集落の区長さんにお配りさせていただいたものでございます。なぜ今このようなチラシを配布して縦覧したのかと言いますと、東部広域行政管理組合が進めてきた環境影響評価手続きが昨年12月に完了し、それともう一点、この事業について新可燃物処理施設整備計画がパブリックコメント等を経て昨年12月に策定されました。このような状況を踏まえまして、都市計画手続きを進める必要があると判断し、縦覧を行い意見書の提出というような手続き行っております。

都市計画法上、名称、位置、区域、面積を定めることが必要ということで、このチラシでは非常に小さいですが位置図と計画図を載せており、右側には今後の都市計画手続きということで、1月20日から2月3日まで本庁舎の都市企画課、河原町総合支所の市民福祉課で縦覧ができることをご案内したところでございます。今後の手続きにつきましては、県知事協議を行い、再度本都市計画審議会を開催していただきまして、都市計画を決定していくという流れを付けております。それから裏面を見ていただきますと、都市計画決定後の流れということで、都市計画事業の認可後の都市計画事業制限についても記載しております。施行者というのは鳥取県東部広域行政管理組合となり、土地収用や先買権などの法的効果も生じ、土地所有者についても買取請求権等といった権利が生じることを説明しております。

資料の1枚目は、法的な根拠を述べたもので、まず建築基準法第51条でございますが、ごみ焼却場などを建築する場合には都市計画において、その施設の位置が決定しているものでなければ新築又は増築してはならないというような規定がございます。それから都市計画法第11条では都市計画に定めることができる施設としてごみ焼却場があること、また都市施設については、都市計画に都市施設の種類、名称、位置、区域を定めるものとするとともに、面積等といった事項も定めるように努めるとしております。

先ほど申し上げましたけど、環境影響評価手続きが完了したこと、新可燃物処理施設整備計画が策定され、様々な条件が整いつつある中で縦覧を行いご意見いただきたいということで手続きを進めているところでございます。

それから本日、報告事項の追加資料をお配りしております。これは縦覧期間を過ぎましたので、本審議会に報告させていただくものでございます。1枚目に縦覧の結果を付けております。縦覧の周知方法は、市報1月号、ぴよんぴよん文字画面あるいは市ホームページ、それから先程申し上げました河原町全戸にチラシを配布することで周知しております。縦覧の結果は、縦覧された方が1名、意見書の提出者が34名いらっしゃいました。意見の内容についてカテゴリー別に分けますと、都市計画案の内容について、これは位置や名称がどうかということ、それから都市計画手続きの時期について、これはなぜ今の時期なのかということ、それから意見書の取り扱い、それから周辺の影響について、これは自然環境の破壊や健康被害に対する心配、それから施設整備について、これは施設の具体的な整備内容に対する質問、それから地元と八頭環境施設組合の協定について、それから行政からの説明が不十分ということでの意見でございます。

次のページには、実際の縦覧資料を付けております。1枚目は、鳥取市告示第34号の縦

覧の告示文書でございます。次のページの八頭中央都市計画ごみ焼却場の変更という文書には、名称として鳥取県東部広域行政管理組合ごみ焼却場となっており、番号を2号としているのは、以前ありましたクリーンセンターやずが1号となっておりますので、新たに設置するこの施設については2号となるものでございます。位置は、ここに記載されているとおり河原町地内となり、面積は146,400㎡、それと備考欄に1日の処理能力240トンと記載しております。それから理由として、現在東部圏域で稼働しているごみ焼却場の老朽化が進んでいること、新たなごみ焼却場を整備して圏域内の一般廃棄物を効率的かつ安全に処理するために都市計画決定を行うとしております。

次に理由書をつけておりますけど、先程申し上げたとおり東部圏域のごみ処理場の現状、鳥取県東部広域行政管理組合がごみ焼却場の建設事務を行っていること、新可燃物処理施設整備計画を策定したことを記載しております。

上位計画における位置づけということで、鳥取市第9次総合計画、八頭中央都市計画区域マスタープラン、鳥取市都市計画マスタープラン、鳥取県ごみ処理の広域化計画、鳥取県東部広域行政管理組合のごみ処理広域化実施計画、鳥取市一般廃棄物処理計画の該当箇所を記載しております。

3番目にごみ焼却場の位置・規模についてですが、位置は、東部圏域のほぼ中心部にあることで収集運搬効率が高いこと、鳥取自動車道と河原インター線が近くにあり、国道9号線、国道29号線、国道53号線等の交通アクセスが容易であること、民家が点在する一般生活道を通行しない地点であるということ、計画地は土地の形状がなだらかで、造成が容易であること、地質が堅牢であること、地震の活断層が直下に存在していないことなどを理由として、縦覧を行いました。規模・面積については先程申し上げたとおりで、周辺の影響については環境影響評価手続きが実施されており、こういった理由で今回都市計画決定の事務手続きを進めるものでございます。

今後のスケジュールとしては、住民の皆様の意見を踏まえて鳥取県知事協議を行い、3月に審議会を開催し、ご審議していただいた後に都市計画決定を考えております。ただ、県知事協議等がありますので、これらの協議を踏まえ進めていくことになります。次回以降に、この案件についてご審議していただくため、今回ご報告させていただくものでございます。以上です。

福山会長

有難うございました。ごみ焼却場の立地に関する報告ですが、これに関しては過去に本審議会でご報告していただいた経緯があります。何か、ご質問等がありましたらお願いします。

安田委員

平成27年4月に河原インター山手工業団地の分譲が始まると聞いており、その工業団地には多くの事業者やその従業員が入ってくると思います。工業団地とごみ焼却場が隣接しているのです、その辺りの相関関係はどうなっているのか調べていただきたい。

事務局

調査して回答致します。

上田委員

私個人としてもごみ焼却場は、東部圏域で必要不可欠な大事な施設だと認識しています。

環境影響評価手続きの中で県知事も言われていますが、私が一番心配することは、やはり地元協議、現在訴訟問題となっているので、それを解決して、地域住民の同意を得て事業を進める努力をしていただく必要があります。

環境影響評価や様々な手続きを行っていますが、周りを固めて地域住民の意見をつぶした形での事業推進は避けていただきたい。都市計画決定も、そこを十分認識した上で行っていただきたい。都市計画決定するまでにも、行政として地元の訴訟問題などを解決する努力を最大限する必要があると申し上げておきたいと思います。

福山会長

我々は審議会の委員としてここにいますが、一方で市民でもあるので、非常に心動かされることも多いですが、ここでは十分な議論をしていく必要があると考えています。

石川委員

意見書の内容について、大きな項目はお聞きしましたが、具体的な内容については次回審議の際に見せていただくことになるのでしょうか。

事務局

次回までには、市の考え方も整理して、皆様に提示いたします。

福山会長

特に都市計画に関することは、十分整理しておいてください。

赤山委員

意見書は、今公開されていますか。

事務局

まだ公開しておりません。市の考え方を整理した上で公開いたします。

福山会長

その他に質問等ございますか。また質問等があれば事務局にさせていただけたらと思います。

それでは、以上をもちまして第101回鳥取市都市計画審議회를閉会いたします。本日は、ありがとうございました。

鳥取市都市計画審議会運営規則第10条第2項の規定に基づき署名する。

会 長 福 山 敬

委 員 沖 時 枝

委 員 平 野 真 理 子